

○島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程

令和4年 月 日
協議会規程 令和4年 第 号

(目的)

第1条 この協議会規程は、高齢者の経済的負担を軽減するとともに、高齢者等の社会参加を促進し、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう福祉の増進を図るため、ハイヤー利用料金の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協議会規程において、「高齢者」とは、当該年度中に65歳以上となる者をいう。

(助成対象者)

第3条 この協議会規程による島牧村地域ハイヤー利用券(様式第1号。以下、「利用券」という。)の交付を受けることができる者は、第2条に規定する高齢者であって、次に掲げる各号に該当する者(以下、「助成対象者」という。)とする。

- (1) 申請日において村内に住所を有し、現に居住している者。
- (2) 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(世帯単位)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料、公営住宅料、浄化槽使用料、光ネットワーク使用料の滞納がない者。
- (3) その他、会長が特に必要と認めた者。

2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としなないものとする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する養護老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条に規定する介護保険施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第28条第2項第6号に規定するグループホームに入所している者。
- (2) 自動車運転免許証(普通自動車免許以上。)の交付を受けている者。
- (3) 自動車(四輪以上。)を、所有、使用(割賦、リース含む。)している者。

(運行事業者の指定)

第4条 会長は、事業を実施するため、あらかじめ道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を行う者(以下、「ハイヤー事業者」という。)を指定するものとする。

2 会長は、前項の規定により指定したハイヤー事業者(以下、「指定事業者」とい

う。)と島牧村地域ハイヤー料金助成事業についての協定を締結するものとする。
(申請及び交付)

第5条 島牧村地域ハイヤー利用登録証(様式第2号。以下、「登録証」という。)及び利用券の交付を受けようとする者又はその代理人(以下、「申請者」という。)は、島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書(様式第3号。以下、「登録申請書」という。)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の登録申請書が提出された場合は、公簿等の確認を島牧村長へ依頼し、その回答を受け助成対象者に該当するか否かを審査し、該当すると認めたときは、島牧村地域ハイヤー利用券登録・交付決定通知書(様式第4号)を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券登録台帳(様式第5号)に登載するものとする。

3 会長は、前項の交付決定を受けた者に対し、登録証並びに利用券を交付するとともに、島牧村地域ハイヤー利用券交付台帳(様式第6号)に登載するものとする。

4 会長は、第2項の助成対象者に該当しないと認めた者に対し、島牧村地域ハイヤー利用券不交付決定通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(交付額)

第6条 会長は、登録証交付者に対し、当該年度分として30,000円分の利用券を交付するものとする。

2 利用券の1枚当たりの額面は500円とし、60枚交付する。

(有効期間)

第7条 利用券の有効期限は、交付の日からその日の属する年度の末日までとする。

(利用方法)

第8条 利用券の交付を受けた者(以下、「受給者」という。)は、利用券を使用するときは登録証を携帯し、ハイヤー乗務員に登録証を提示しなければならない。

2 受給者が利用券を使用しハイヤー料金の支払をする際は、ハイヤー料金から当該利用券の額を控除した金額を指定事業者を支払うものとする。

3 前項に規定する場合において、1回に支払うべきハイヤー料金の額を超える額に相当する利用券を使用することはできない。

4 複数人の受給者が同一のハイヤーに乗車したときは、それぞれの受給者が利用券を使用できるものとする。

(再交付等)

第9条 登録証が汚損、破損等の理由により滅失のおそれが認められる場合は、既存登録証と引き換えに再交付できるものとする。

2 利用券は、紛失等いかなる理由があっても、再交付はしないものとする。

(料金の請求等)

第 10 条 指定事業者は、受け取った利用券を月ごとに取りまとめ、島牧村地域ハイヤー利用券使用料金請求書(様式第 8 号)に当該月分の使用済み利用券及び島牧村地域ハイヤー利用券月間使用状況表(様式第 9 号)を添えて、翌月 15 日までに協議会に請求するものとする。

2 協議会は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに当該利用料金を指定事業者に支払うものとする。

(使用の制限)

第 11 条 利用券の交付を受けた者が、利用券の有効期限内に第 3 条の規定による助成対象者でなくなったときは、利用券を使用してはならない。

(不正使用の禁止等)

第 12 条 利用券は受給者のみが利用できるものとし、これを受給者が第三者に譲渡又は売買若しくはその他不正の目的で使用してはならない。

2 指定事業者は、虚偽の請求又はその他不正な行為をしてはならない。

(資格の喪失及び返還)

第 13 条 会長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録証及びハイヤー利用券を返還させることができるものとする。

(1) 受給者が、前条第 1 項に違反したとき。

(2) 受給者が、第 3 条の規定による助成対象者でなくなったとき。

(3) 受給者が、村外に転出又は死亡したとき。

2 会長は、助成対象者が前条に違反したときは、使用済の利用券及び支給に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第 14 条 この協議会規程に定めるもののほか、この協議会規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

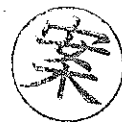
(施行期日)

この協議会規程は、令和 4 年 月 日から施行する。




- 様式第 1 号 島牧村地域ハイヤー利用券 「利用券」
- 様式第 2 号 島牧村地域ハイヤー利用登録証 「登録証」
- 様式第 3 号 島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書 「登録申請書」
- 様式第 4 号 島牧村地域ハイヤー利用券登録・交付決定通知書
- 様式第 5 号 島牧村地域ハイヤー利用券登録台帳
- 様式第 6 号 島牧村地域ハイヤー利用券交付台帳
- 様式第 7 号 島牧村地域ハイヤー利用券不交付決定通知書
- 様式第 8 号 島牧村地域ハイヤー利用券使用料金請求書
- 様式第 9 号 島牧村地域ハイヤー利用券月間使用状況表

協定書 島牧村地域ハイヤー料金助成事業



様式第1号（第3条関係）

1. 島牧村地域ハイヤー利用券（表）

交付番号
島牧村地域ハイヤー利用券
金 5 0 0 円
有効期限：令和 年 3 月 3 1 日
※お釣りは出ません。
島牧村地域公共交通活性化協 

2 島牧村地域ハイヤー利用券の交付を受けた方へ（別紙）

島牧村地域ハイヤー利用券の交付を受けた方へ

利用券使用時の注意事項

1. 利用方法 乗務員に「登録証」を提示し、運賃の一部として「利用券」を提出して使用してください。
2. 利用制限 本券は、料金を精算する際に500円未満の端数がある場合のおつりは出ませんので、額面金額以上で使用してください。
3. 禁止事項 利用券は、本人以外には使用できません。（譲渡・売買等禁止）
4. 紛失等 紛失、盗難等いかなる理由でも、再発行はいたしません。
5. 資格喪失 転出、死亡、施設等に入所となった時は、速やかに利用券及び登録証を返還してください。
6. 協力等 「登録証」、「利用券」の交付を受けた者は、後日、実施するアンケートの回答に協力を行うこと。

【利用できるハイヤー会社】

（電話）

※その他ご不明な点は、下記へお問合せください。

島牧村地域交通活性化協議会（島牧村役場企画課内）

（電話）0136-75-6212



様式第2号(第5条関係)

島牧村地域ハイヤー利用登録証

島牧村地域ハイヤー 利用登録証

氏名 _____ 様

登録番号 _____

注意
事項

本証は他人に譲渡・貸与等することはできません。

利用券と一緒に乗務員へ提示してください。

利用券を使用するときは、携帯してください。



島牧村地域公共交通活性化協議会



島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請書

年 月 日

島牧村地域公共交通活性化協議会長 様

申請者	住 所：島牧村字
	フリガナ：
	氏 名：
	電 話 番 号：()-()-()
	利用者との関係：

島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、私は本助成事業のすべての助成対象者要件を満たしていることを誓約するとともに、交付要件審査のため、協議会が島牧村へ協議会規程第3条第1項及び第2項の定める、住民基本台帳の登録や各種の税や保険料、使用料金、施設入所等の状況等について、公簿等により個人情報の確認することに同意します。

記

フリガナ	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	性 別	男 ・ 女
氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	生年月日	大正・昭和 年 月 日生
世帯主名			
住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
要 件	次の助成対象者要件を満たしています。(□に、レ点を記入してください。) <input type="checkbox"/> ：申請日において、村内に住所を有し、現に居住しています。 <input type="checkbox"/> ：税や料などの滞納はありません。 (村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(世帯単位)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料、公営住宅料、浄化槽使用料、光ネットワーク使用料) <input type="checkbox"/> ：介護保険福祉の法に定める施設に入所していません。 <input type="checkbox"/> ：自動車運転免許証(普通免許以上)の交付は受けていません。 <input type="checkbox"/> ：自動車(四輪以上。)を所有、使用(割賦、リース含む。)していません。		

【個人情報の取り扱いについて】

当該申請に係る個人情報については、本事業のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しません。

※. 次の欄は記入しないでください。

交付の可否	決定年月日		交付番号	会長	事務局長	事務局員	備考
可 ・ 否	年 月 日						該当 ()
1. 住民係	住民登録 有 ・ 無	3. 在宅介護支 援係	施設入所 有 ・ 無	4. 水道係	滞納 無 滞納 有	6. 生活排水 係	滞納 無 滞納 有
2. 税務係	滞納 無 滞納 有 ()	3. 在宅介護支 援係	滞納 無 滞納 有	5. 施設係	滞納 無 滞納 有	7. 企画情報 係	滞納 無 滞納 有

申請に基づき島牧村地域ハイヤー利用券の交付又は不交付の処理を行ってよろしいか。



様式第4号(第5条関係)

年 月 日

島牧村地域ハイヤー利用券登録・交付決定通知書

様

島牧村地域公共交通活性化協議会長

年 月 日付で申請のあった島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券交付申請については下記のとおり決定したので、島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程第5条第2項の規定に基づき通知します。

記

1. 利用券交付枚数 60枚(額面500円券)
2. 交付番号 NO
3. 使用条件および使用上の注意
 - ① 利用券の有効期間は、年3月31日までとする。
 - ② 利用券が使用できるのは、有限会社島牧ハイヤーとする。
 - ③ 利用券を使用するときは登録証を携帯し、ハイヤー乗務員に登録証を提示しなければならない。
 - ④ 利用券は受給者のみが利用できるものとし、これを第三者に譲渡又は売買若しくはその他不正の目的で使用してはならない。

問い合わせ先

島牧村地域公共交通活性化協議会

(島牧村役場企画課内)

(電話)0136-75-6212



様式第7号(第5条関係)

年 月 日

島牧村地域ハイヤー利用券不交付決定通知書

様

島牧村地域公共交通活性化協議会長

年 月 日付で申請のあった島牧村地域ハイヤー利用登録証・利用券
交付申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- ・「登録証」及び「利用券」を交付しない理由

問い合わせ先

島牧村地域公共交通活性化協議会

(島牧村役場企画課内)

(電話) 0136-75-6212



様式第8号(第10条関係)

島牧村地域ハイヤー利用券使用料請求書

年 月 日

島牧村地域公共交通活性化協議会長 様

指定事業者

所在地

事業者名

代表者名

印

島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程第10条の規定により次のとおり請求します。

記

島牧村地域ハイヤー利用券	年 月分 ①	枚
利用券の単価	②	500円
請求金額	① × ②	円

※請求金額を下記の口座に振り込みを依頼します。

【口座振り込み依頼先】

金融機関名		本支店名	
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

- (添付書類) 1. 使用済み「島牧村地域ハイヤー利用券」
2. 月間使用状況表



月間使用状況表

() 月分

日	曜日	使用枚数
1	()	枚
2	()	枚
3	()	枚
4	()	枚
5	()	枚
6	()	枚
7	()	枚
8	()	枚
9	()	枚
10	()	枚
11	()	枚
12	()	枚
13	()	枚
14	()	枚
15	()	枚
16	()	枚
17	()	枚
18	()	枚
19	()	枚
20	()	枚
21	()	枚
22	()	枚
23	()	枚
24	()	枚
25	()	枚
26	()	枚
27	()	枚
28	()	枚
29	()	枚
30	()	枚
31	()	枚
合計		枚



島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協定書

島牧村地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）と、（以下、「指定事業者」という。）とは、島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程（以下、「協議会規程」という。）で定める助成事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、島牧村地域ハイヤー料金助成事業を実施するにあたり、双方において適正かつ円滑な事業実施を目的とする。

（利用の方法）

第2条 指定事業者は、協議会が交付した利用券について、次のとおり取り扱うものとする。

- 2 利用者から利用券を使用したい旨の申し出があったときは、1回の利用に交付された利用券の使用枚数を定めなく利用を認めるものとする。ただし、利用券を超えるハイヤー料金の額については、利用者から受領するものとする。
- 3 利用券の提示があった場合は、島牧村地域ハイヤー利用登録証の提示を求め、登録証の氏名、登録番号と利用券の交付番号の照合により、登録者と利用者が同一の者であることを確認するものとする。

（請求等）

第3条 指定事業者は、島牧村地域ハイヤー料金助成事業実施協議会規程第10条に規定する島牧村地域ハイヤー利用券使用料請求書（様式第8号）に使用済み利用券と島牧村地域ハイヤー利用券月間使用状況表（様式第9号）を添えて、協議会へ請求するものとする。

- 2 協議会は、指定事業者から前項の請求書の提出があったときは、請求内容及び利用状況を確認し、その内容が適正であると認めるときは、40日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第4条 指定事業者は、本協定を履行していく中で業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本協定を解いた後も同様とする。

（有効期間）

第5条 本協定における有効期間は、締結の日から令和 年3月31日までとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、両者協議の上、これを定めるものとする。



本協定を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

協 議 会 島牧郡島牧村字泊83番地1
島牧村地域公共交通活性化協議会
会長

指定事業者